

別記

住宅性能の適合基準

改修工事に係る部分及び部位が次の基準に適合すること。

項目	部分及び部位	適合基準
省エネルギー性能	住宅全部	日本住宅性能表示基準(平成13年8月14日国土交通省告示第1346号)省エネルギー対策等級3
	①居室の窓・玄関ドア ②1つの居室の床(基礎) ③1つの居室の屋根(天井) ④1つの居室の外壁の1つの面	日本住宅性能表示基準省エネルギー対策等級4
	部位間取合部	住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針(平成18年3月27日国土交通省告示第378号)の5施工に関する基準
	暖冷房設備等	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程(平成19年住機規程第67号)に基づく住宅技術基準実施細則(平成21年住機審細第5号(住))第6(4)省エネルギー型設備設置工事の基準
	洋式トイレ	6.5L/回以下(JIS A 5207)
	水栓設備	グリーン購入法適合品、又はこれを含むシステムキッチン及び洗面台
	浴槽	4時間で2.5℃以内の温度降下(JIS A 5523 浴槽)
バリアフリー性能	①通路 ②階段 ③浴室 ④便所 ⑤手すり ⑥段差 ⑦出入口 ⑧床面	租税特別措置法施行令第26条第23項第5号及び第26条の4第4項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める租税特別措置法第41条の3の2第1項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための増築、改築、修繕又は模様替(平成19年3月30日国土交通省告示第407号)
	①浴室 ②脱衣室 ③便所	ヒートショック対策(窓、床等、壁及び天井等の断熱性能及び気密性能等の向上)
	①ホームエレベーター ②階段昇降機 ③椅子座対応キッチン	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(2)高齢者等対応設備設置工事の基準
克雪性能	①屋根 ②屋根融雪装置	独立行政法人住宅金融支援機構住宅技術基準規程に基づく住宅技術基準実施細則第6(8)積雪地対応住宅工事の基準又は雪害防除対策(雪庇及び吹き溜まり等の防止)
防災性能	基礎・主要構造部	防災に有効な対策(基礎、壁・柱・床・はり・屋根・階段の補強、取替、撤去等による補強)

		等の向上)
	①ガラス・建具 ②造付家具 ③固定金具・タラップ	二次災害や被害の防止に有効な対策(合わせガラスへの取替、飛散防止フィルム貼付、家具転倒防止対策、転落防止等固定金具・タラップ取付等)
	被災住宅	東日本大震災による被災住宅の復旧